

専決処分について

次の事項について、令和6年5月7日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年5月17日提出

春日市長 井 上 澄 和

差押車両による接触事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

差押車両による接触事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

## 専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、差押車両による接触事故に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和6年5月7日

春日市長 井 上 澄 和

### 1 相手方

個人

### 2 事故の概要

令和6年4月30日(火)午前10時8分頃、春日市役所地下駐車場において、市税の滞納処分により差し押さえた車両を本市職員の運転により移動させた際に、当該駐車場に駐車中の公用車と接触し、相手方に物的損害を与えたものである。

### 3 損害賠償額

69,700円